

令和元年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への 移行状況等調査の結果

令和元年11月26日

1. 調査の趣旨

私立幼稚園の新制度への円滑な移行等に資するよう、新制度への移行状況や各市区町村における1号認定子どもに係る施設型給付、一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況等を把握する。

2. 主な調査項目

- (1) 新制度への移行状況について
- (2) 一時預かり事業（幼稚園型）について
- (3) 「子育て安心プラン」に基づく幼稚園における2歳児等の受入れ推進について 等

3. 調査方法

- ・ 市区町村が私立幼稚園等から調査票を回収し、市区町村が取りまとめ、市区町村の取組状況とあわせて都道府県に提出。それらを都道府県が取りまとめ、都道府県の取組状況とあわせて国に提出。
- ・ 調査対象 47都道府県、全ての市区町村（1,732市区町村） ※東京都の離島等9市区町村を除く、私立幼稚園及び私立幼稚園から移行した認定こども園
- ・ 調査時点 平成31年4月1日

4. 調査スケジュール

- ・ 令和元年6月28日 都道府県担当部局宛に調査依頼を発出
- ・ 令和元年7月26日 都道府県から国への提出締切

私立幼稚園の 子ども・子育て支援新制度への移行状況

(1) 私立幼稚園の新制度への移行状況（実績）

<母数：7,741園（廃園・休園を除く全私立幼稚園）>

	2015年4月1日現在		2016年4月1日現在		2017年4月1日現在		2018年4月1日現在		2019年4月1日現在	
新制度に移行した私立幼稚園	1,884園	23.2%	2,387園 (前年+503園)	29.2% (前年+6%)	2,931園 (前年+544園)	36.4% (前年+7.2%)	3,271園 (前年+340園)	41.9% (前年+5.5%)	3,661園 (前年+390園)	47.3% (前年+5.4%)
幼保連携型認定こども園として移行	813園	10.0%	1,041園	12.7%	1,288園	16.0%	1,336園	17.1%	1,439園	18.6%
幼稚園型認定こども園として移行	511園	6.3%	647園	7.9%	759園	9.4%	897園	11.5%	1,032園	13.3%
幼稚園のまま移行	560園	6.9%	699園	8.6%	884園	11.0%	1,038園	13.3%	1,190園	15.4%

(2) 私立幼稚園の新制度への移行状況（見込み）

<母数：7,741園（廃園・休園を除く全私立幼稚園）>

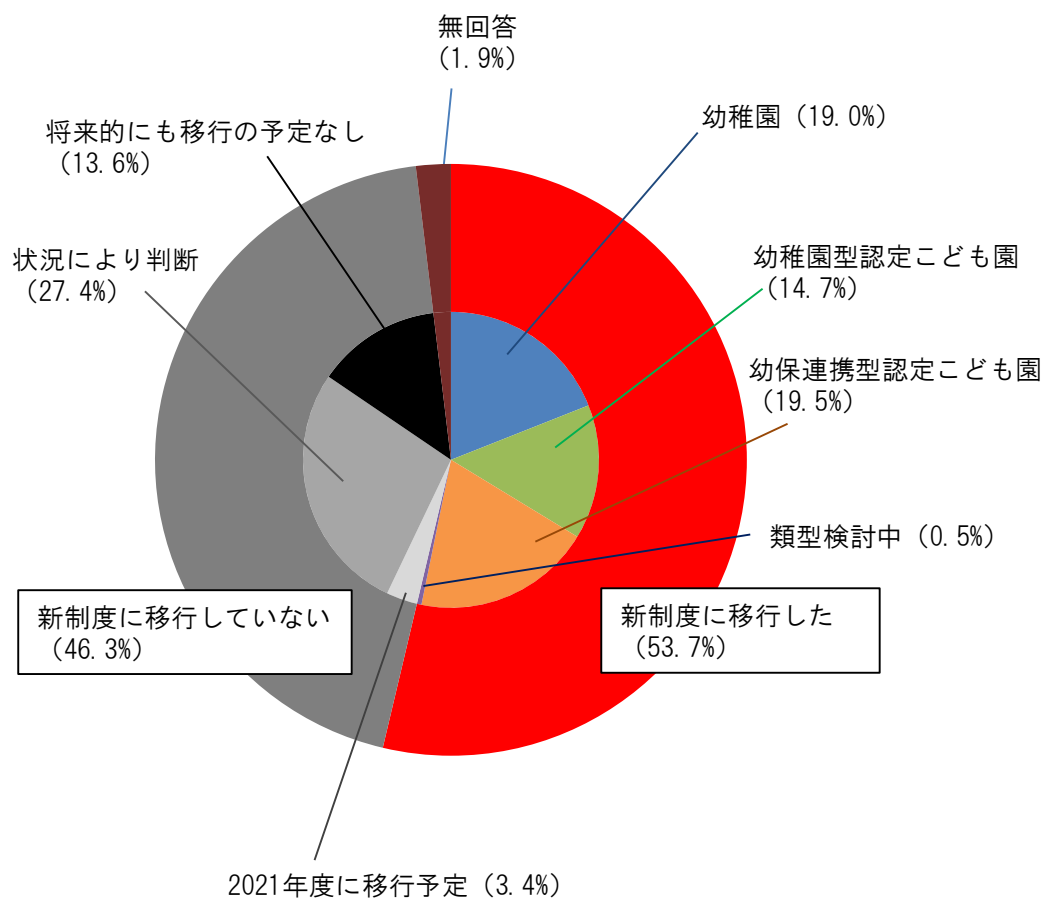
2020年度までに新制度に移行（移行する方向で検討中を含む）	4,155園 <前年度+494園>	53.7% <前年度+6.4%>
認定こども園となって移行	2,660園	34.4%
幼保連携型認定こども園	1,508園	19.5%
幼稚園型認定こども園	1,137園	14.7%
施設の種類については検討中	15園	0.2%
幼稚園のまま移行	1,468園	19.0%
幼稚園のままか、認定こども園として移行するか検討中	27園	0.3%
2021年度以降に移行を検討・判断	2,385園	30.8%
2021年度以降、新制度へ移行（移行する方向で検討中を含む）	267園	3.4%
状況により判断	2,118園	27.4%
将来的にも移行する予定はない	1,051園	13.6%
無回答	150園	1.9%

（注1）移行率については、新制度に移行していない幼稚園数のうち廃園となった園及び廃園に準じる形での休園となっている園等を除き算出している。

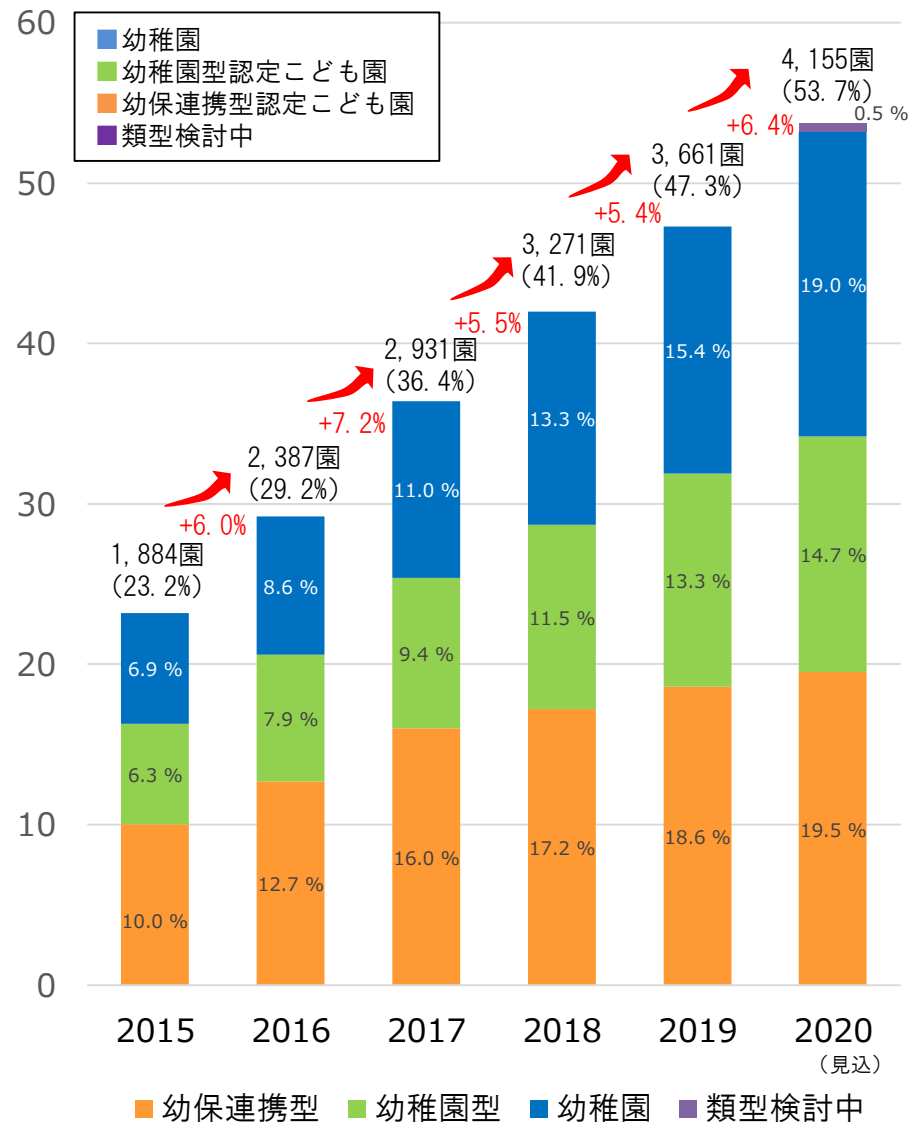
（注2）四捨五入により合計が一致しないことがある

(参考1) 2020年度における移行状況の内訳及び移行状況の推移

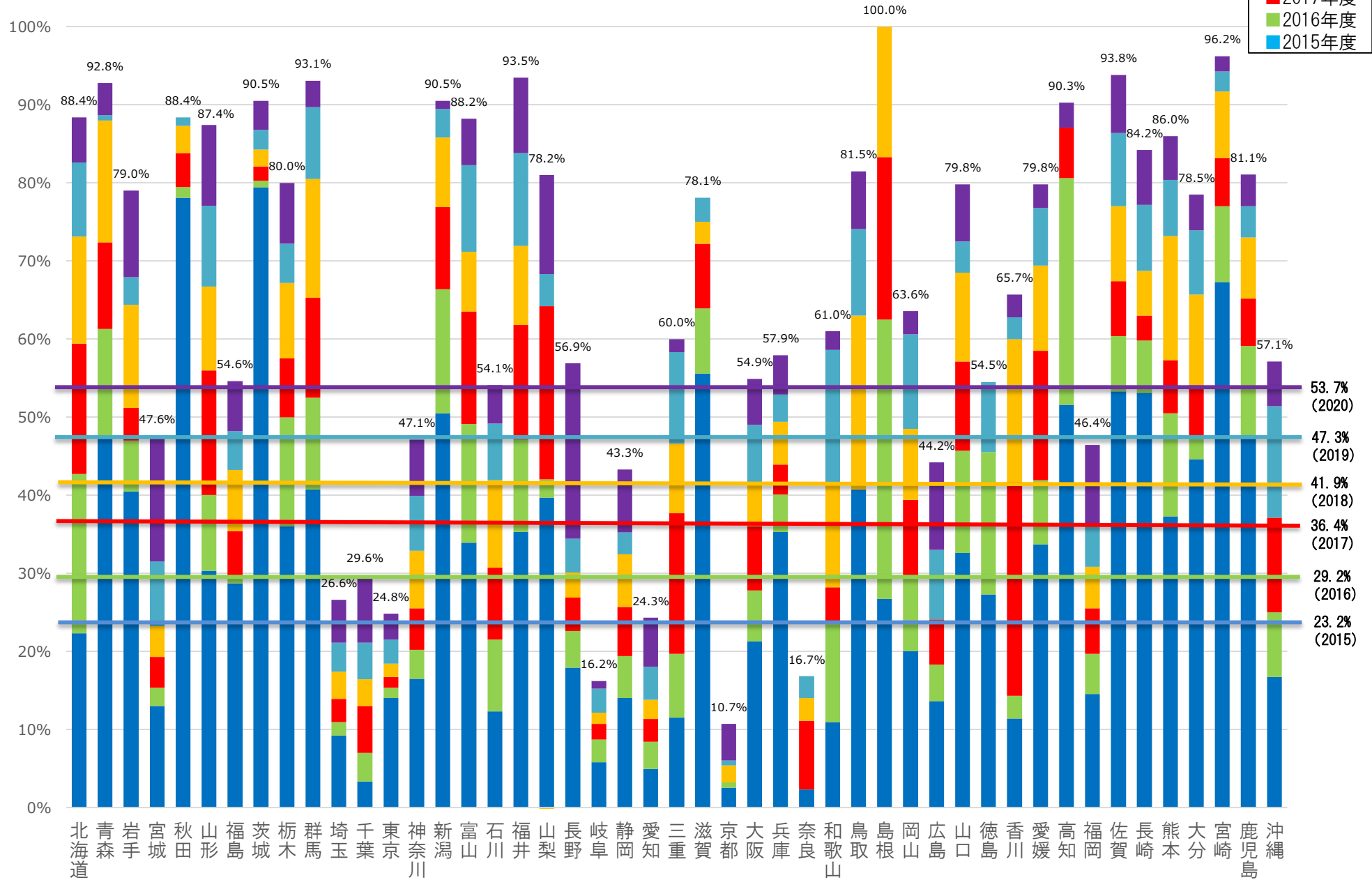
〈2020年度における移行状況の内訳(予定)〉



〈移行状況の推移〉



(参考2) 都道府県別移行状況



（３）私立幼稚園等（新制度に移行済）が感じる移行のメリット（複数選択）

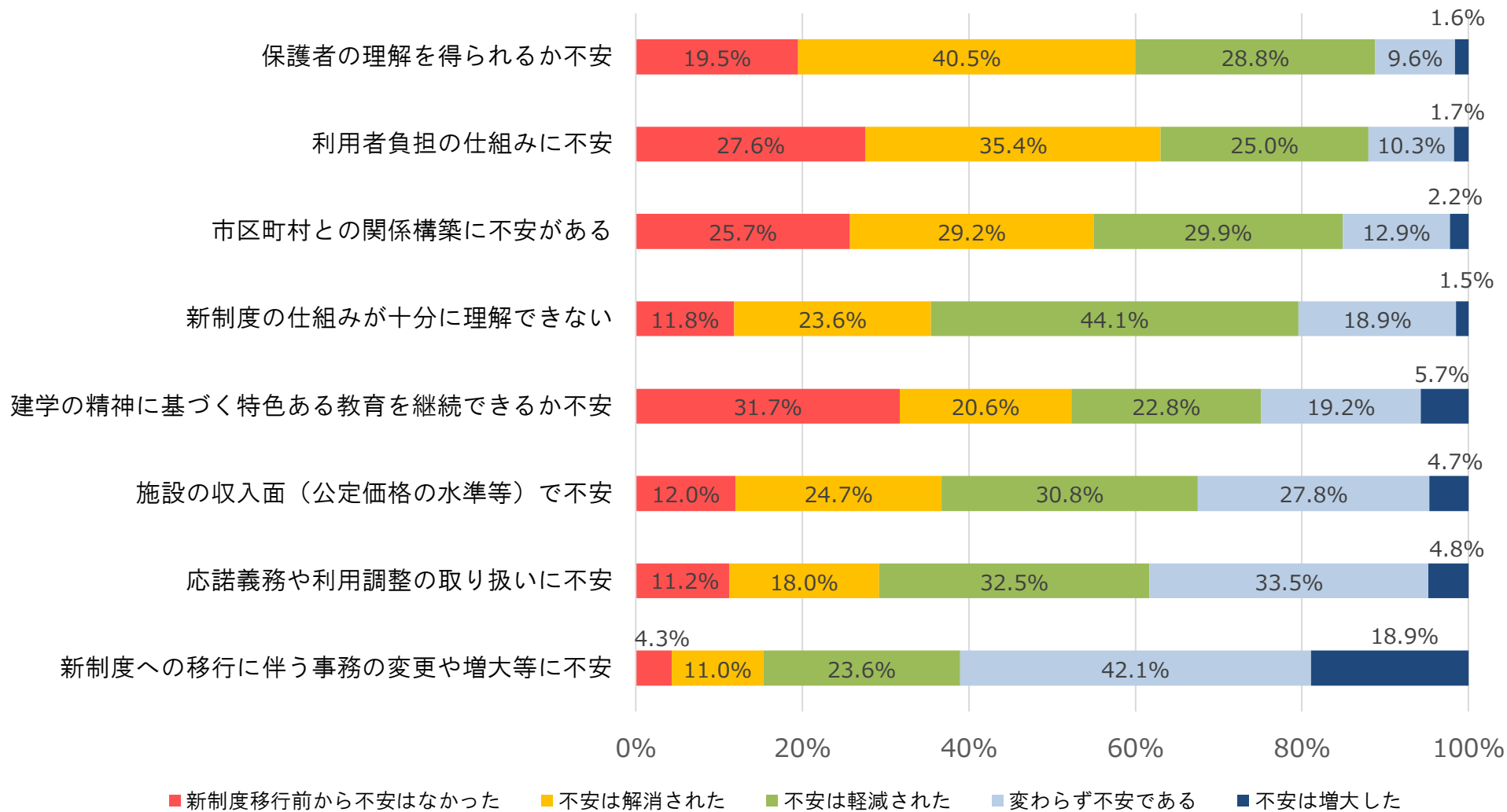
〈新制度に移行した園のうち、回答があった3,585園〉

職員の処遇改善を図ることができた	3,216園	89.7%
公定価格に基づく財政支援（施設型給付）となり、経営が安定した	2,735園	76.3%
職員配置を増加させることができた	2,064園	57.6%
施設設備（教育環境）の充実を図ることができた	1,891園	52.7%
0～2歳児（低年齢児）の保育を行うことにより、就学前全体の見通しをもち、教育・保育活動を実施することができるようになった ※	1,218園	50.4%
地域の保育ニーズに対応した、2・3号子どもの受入れにより経営が安定した ※	1,160園	48.0%
教育・保育内容の充実を図ることができた	1,657園	46.2%
地域の保護者・児童に対する子育て支援活動の充実を図ることができた	1,374園	38.3%
その他	249園	6.9%

※については、私立幼稚園から移行した認定こども園のうち、回答があった2,184園が対象

(4) 私立幼稚園等（新制度に移行済）が抱える新制度への懸案（移行前後比較）

〈新制度に移行した園のうち、回答があった3,585園〉



(5) 私立幼稚園（新制度に移行していない）における新制度への移行に係る懸案（複数選択）

〈2020年度以降の移行について、「状況により判断」と回答した2,118園〉

新制度への移行に伴う事務の変更や増大等に不安がある	1,566園	73.9%
建学の精神に基づいた独自の教育を継続できるか	1,160園	54.8%
応諾義務や利用調整の取り扱いに不安がある	1,131園	53.4%
施設の収入の面で不安である	927園	43.8%
新制度における必要な配置基準の職員数が確保できない	856園	40.4%
新制度の仕組みが十分に理解できない	687園	32.4%
保護者の理解を得られるか不安である	672園	31.7%
所得に応じた保育料になるなどの利用者負担の仕組みに不安がある	500園	23.6%
市区町村との関係構築に不安がある	328園	15.5%
現在、個人立幼稚園であり、法人格を得るのが困難である	19園	0.9%
その他	186園	8.8%

自治体の施策状況 (都道府県・市区町村)

(1) 1号認定子どもに係る施設型給付について

① 市区町村の定める施設型給付（地方単独費用部分）の額

<母数：1,732市区町村>

国の定める基準と同額	1,205市区町村	69.6%
国の定める基準より高額	36市区町村	2.1%
国の定める基準より低額	0市区町村	0%
1号認定子どもが存在しないため、支給していない	491市区町村	28.3%

(注) 1号認定子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る従前の国・地方の費用負担状況等を踏まえ、当分の間、全国統一費用部分（国：都道府県：市区町村＝2：1：1（義務的経費））と地方単独費用部分（都道府県：市町区村＝1：1（裁量的経費））を組み合わせ、一体的に支給。地方単独費用部分は、地域の実情等を踏まえて各市区町村が給付額を定めるものだが、国の定める基準に基づき設定を行うのが基本（「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」（平成26年4月10日付け事務連絡））。

② 地方単独費用部分に対する都道府県の補助方法

<母数：47都道府県>

補助金（裁量的経費）	37都道府県	78.7%
負担金（義務的経費）	10都道府県	21.3%

③ 地方単独費用部分に対する都道府県の補助実績

<母数：47都道府県>

1 / 2	41都道府県	87.2%
1 / 2 未満	6都道府県	12.8%

(参考) 補助実績が1 / 2 未満である理由

- 予算の範囲を超えたため（1都道府県）
- 市区町村の交付申請額が過少だったため（5都道府県）

(2) 公立幼稚園等における質の向上に係る施策の実施状況（新制度施行以降）

① 実施状況

〈母数：777市区町村（公立幼稚園等が所在する市区町村）〉

実施している	382市区町村	49.2%
実施していない	395市区町村	50.8%

(注) 新制度施行（平成27年度）以降、新制度における公立施設の地方財政措置のあり方については、従前の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の向上」に伴う所要額や、財源確保の状況などを踏まえ、設定されている。

② 実施している施策（複数選択）

〈母数：382市区町村（公立幼稚園等における質向上施策を実施している市区町村）〉

地域の児童・保護者を対象とした子育て支援を充実させている	228市区町村	59.7%
特別な支援を必要とする児童・保護者への療育支援を充実させている	156市区町村	40.8%
児童（特に3歳児）に対する教諭の配置数を増加させている	118市区町村	30.9%
第三者評価の推進を図っている	89市区町村	23.3%
栄養士の配置等、食育の指導を充実させている	86市区町村	22.5%
その他	35市区町村	9.2%

(3) 一時預かり事業等について

① 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の実施市区町村

<母数：1,732市区町村>

実施している	897市区町村	51.8%
実施していない	835市区町村	48.2%

② 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施していない理由

<母数：897市区町村>

1号認定子どもがいないため	410市区町村	49.1%
事業者からの実施希望がなかったため	291市区町村	34.9%
希望はあったが、配置基準等の要件を満たせなかったため	47市区町村	5.6%
希望はあったが、事業実施の財政確保が困難であったため	16市区町村	1.9%
幼稚園の預かり保育に対する独自の補助を有しているため	17市区町村	2.0%
その他	97市区町村	11.6%

③ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）における自治体独自の上乗せ補助

<母数：897市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

設けている	24市区町村	2.7%
設けていない	873市区町村	97.3%

（参考）独自の上乗せ補助等の具体的内容

- ・ 特別な支援を要する園児に対して人数に応じた加算を実施
- ・ 長時間加算の上乗せ、一時預かり事業を実施した日数に応じた加算を実施

④ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び私学助成による預かり保育の実施園数

〈母数：公立3,764園、私立（新制度移行園）3,661園、私立（未移行園）4,080園〉

公立	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	1,724園（/3,764園）	45.8%
私立	新制度移行園	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	2,408園（/3,661園）
		私学助成による預かり保育	792園（/3,661園）
	未移行園	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	313園（/4,080園）
		私学助成による預かり保育	2,603園（/4,080園）

【参考】新制度に移行している私立幼稚園に対する私学助成（預かり保育補助）の実施状況について

〈母数：47都道府県〉

実施している	35都道府県	74.5%
対象園がないため実施していない	3都道府県	6.4%
都道府県の判断で実施していない	9都道府県	19.1%

実施している理由（複数回答）

〈母数：35都道府県（実施している都道府県）〉

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の実施要件である専任職員の配置が困難なため	28都道府県	80.0%
管内に一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を行っていない市区町村が存在するため	20都道府県	57.1%
事務負担が増大するため	13都道府県	37.1%
一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）より、私学助成による預かり保育の方が収入が多くなるため	12都道府県	34.3%
その他	4都道府県	11.4%

⑤ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の補助単価額

i 基本分

<母数：897市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

国の示した額と同額	758市区町村	84.5%
国の示した額より高額	35市区町村	3.9%
国の示した額より低額	60市区町村	6.7%
国の示した方法とは異なる方法で定めている	44市区町村	4.9%

（注）国の示した補助単価額（平日基本分）：園児1人当たり日額400円

ii 長時間加算の単価の充実（H28・H29・H30年度～）

<母数：897市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

預かる時間に連動し 150円～450円【H30年度国基準】	563市区町村	62.8%
預かる時間に連動し 100円～300円【H28年度（一部）、H29年度国基準】	68市区町村	7.6%
預かる時間に関わらず一律 100円【H27・28年度国基準】	54市区町村	6.0%
預かる時間に関わらず一律 100円未満【H27・28年度国基準未満】	6市区町村	0.7%
加算を実施していない	206市区町村	23.0%

iii 長期休業中の基本分の単価の充実（H29年度～）

<母数：897市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

預かる時間に連動し 400円 又は 800円【H29年度国基準】	722市区町村	80.5%
預かる時間に関わらず一律 400円【H27・28年度国基準】	90市区町村	10.0%
預かる時間に関わらず一律 400円未満【H27・28年度国基準未満】	85市区町村	9.5%

⑥ 担当職員の資格要件の緩和

i 有資格者割合の引き下げ

<母数：897市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）>

既に実施している（今年度中の実施予定を含む）	529市区町村	59.0%
実施する予定なし	368市区町村	41.0%

ii 担当職員の資格要件の緩和

<母数：897市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）>

既に実施している（今年度中の実施予定を含む）	515市区町村	57.4%
一部実施している（今年度中の緩和予定を含む）	38市区町村	4.2%
実施する予定なし	344市区町村	38.4%

(注) 一時預かり事業（幼稚園型）については、従前、配置職員は有資格者（幼稚園普通免許状所有者・保育士）又は市区町村等が行う研修を修了した者（子育て支援員等）とし、そのうち有資格者割合を1/2以上とすることが定められていたが、人材確保が困難であることを踏まえ、「当分の間」の措置として、以下の要件緩和を行っている。

- ・有資格者（幼稚園教諭免許状保有者・保育士）の割合の引下げ（1/2以上→1/3以上）
- ・有資格者以外の職員として、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有している者、養成課程を履修中の学生、免許状更新講習を受講せず免許状が失効した者の配置を可能化

【参考】事業実施園における担当職員の有資格者割合

<母数：2,904園（一時預かり事業（幼稚園型）を実施し、回答があった園数）>

全て有資格者	2,111園	72.2%
3/4以上～1未満	311園	12.0%
2/3以上～3/4未満	158園	4.7%
1/2以上～2/3未満	261園	8.5%
1/3以上～1/2未満	63園	2.6%

⑦ 一時預かり事業（幼稚園型）に係る事務負担の軽減について

i 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）における就労支援型施設加算【H30年度～】

<母数：897市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）>

既に実施している（今年度中に実施予定を含む）	161市区町村	17.9%
来年度からの実施について検討中	145市区町村	16.2%
実施する予定なし	591市区町村	65.9%

ii 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）における保育体制充実加算【H31年度～】

<母数：896市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）>

既に実施している（今年度中に実施予定を含む）	165市区町村	18.4%
来年度からの実施について検討中	193市区町村	21.5%
実施する予定なし	539市区町村	60.1%

iii 補助・委託申請様式の統一化（国が示した統一様式の使用状況）

＜母数：897市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）＞

国の統一様式は使用せず、別途同程度の簡素化が行われている	276市区町村	30.8%
既に実施している（今年度中に実施予定を含む）	257市区町村	28.7%
来年度からの実施について検討中	125市区町村	13.9%
事業の対象園が公立幼稚園のみであるため、実施する必要なし	187市区町村	20.8%
実施する予定なし	52市区町村	5.8%

iv 施設所在市区町村による事務処理の一括化

＜母数：897市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）＞

既に実施している（今年度中に実施予定を含む）	256市区町村	28.5%
来年度からの実施について検討中	225市区町村	25.1%
事業の対象施設が管内にないため、実施する必要なし	38市区町村	4.2%
広域利用の保護者が存在しないため、実施する必要なし	213市区町村	23.7%
実施する予定なし	165市区町村	18.4%

（注）幼稚園においては、市区町村を超えた広域利用者が多く、一時預かり事業（幼稚園型）の委託費・補助金の申請を複数の市区町村に行う必要があり、事務負担が過重となっているとの指摘があることから、①申請様式の簡素化・統一化や②施設所在市区町村における事務処理の一括化（園が施設所在市区町村に一括で申請等を行った上で施設所在市区町村が他市区町村と調整）について市区町村等に依頼（「一時預かり事業（幼稚園型）に係る事務負担の軽減について」（平成30年4月25日付け事務連絡））。

⑧ 一時預かり事業を活用した非在籍園児の受入れ

<母数：公立3,764園、私立7,741園>

		私立	公立	合計
一時預かり事業（一般型）を実施している幼稚園等		828園	292園	1,120園
一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）において非在籍園児を受け入れている幼稚園等		362園	40園	402園
合計		1,190園（/7,741園）	332園（/3,764園）	1,522園（/11,505園）
	全体に占める割合	15.4%	8.8%	13.2%

（注1）一時預かり事業（一般型）は、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない乳幼児について、日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、一時的に家庭での保育が困難となった場合に一時的に預かる事業。

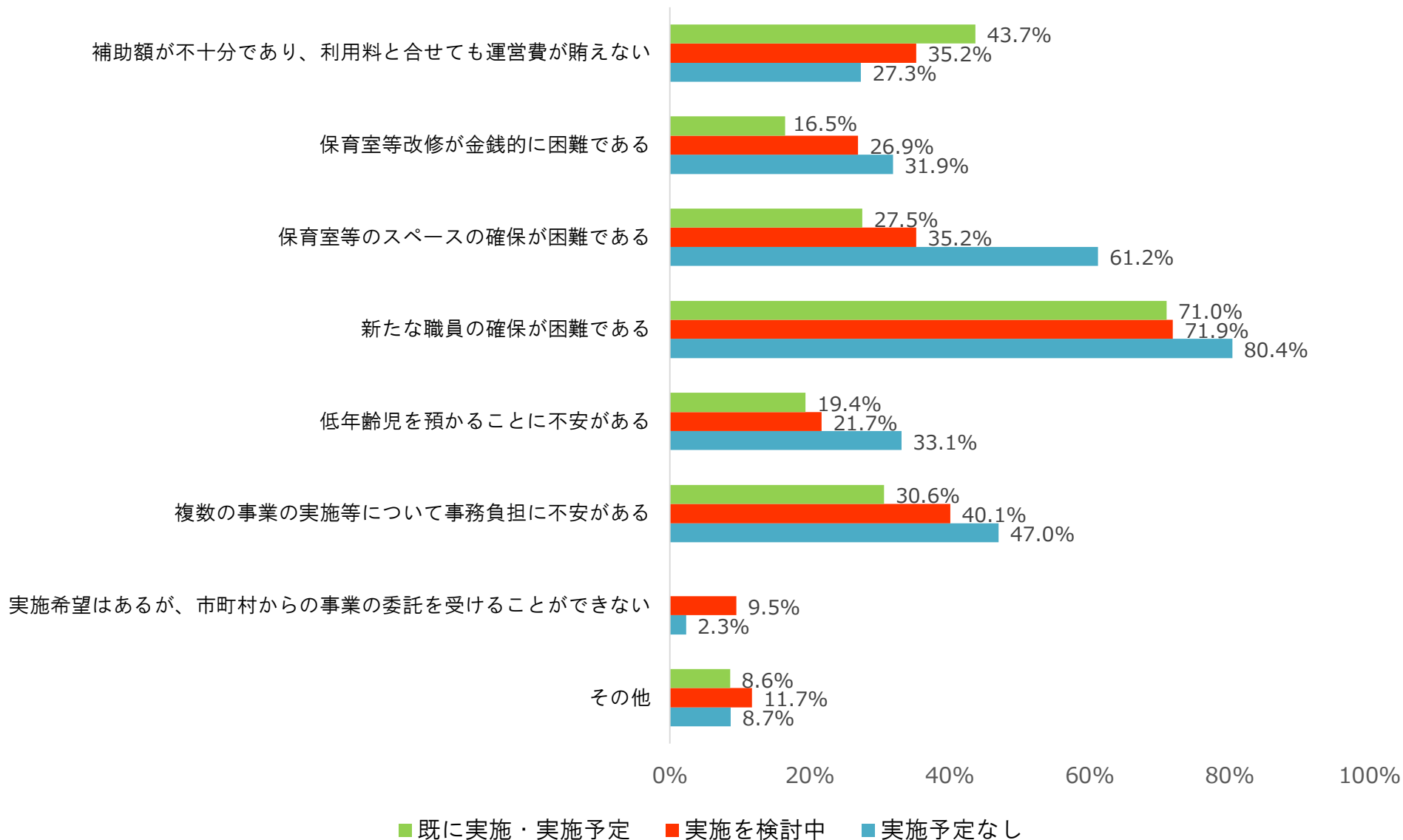
（注2）幼稚園等における非在籍園児の預かりは、一時預かり事業（一般型）による対応が基本となるが、一時預かり事業（幼稚園型）を実施している幼稚園等において、在籍園児を主として預かる中で非在籍園児を少数預かる場合には、一時預かり事業（幼稚園型）による対応も可能としている。

【参考】 幼稚園等におけるプレ保育（2歳児）に係る独自補助を設けている市区町村 11市区町村

（参考）独自の上乗せ補助等の具体的内容

- ・ 第3子の保育料が無料となるよう、当該児童に係る保育料相当額を補助
- ・ 2歳児のプレ保育期間について、就園奨励費補助金と同等の額を市独自に補助
- ・ 2歳児の預かり人数に応じて幼稚園に対する運営費を補助

【参考】私立幼稚園における一時預かり事業（一般型）の実施上の課題



(4) 「子育て安心プラン」に基づく幼稚園における2歳児等の受入れ推進について

① 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施市区町村

〈母数：子育て安心プラン実施計画採択の601市区町村〉

既に実施・今年度中に実施予定	63市区町村	10.5%
来年度から実施予定	8市区町村	1.3%
来年度以降の実施について検討中	107市区町村	17.8%
実施する予定なし	423市区町村	70.4%

(注) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、「子育て安心プラン」実施計画の採択を受けている市区町村において、保育を必要とする2歳児を幼稚園で定期的に預かる事業。

② 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）における自治体独自の上乗せ補助等

i 都道府県

〈母数：47都道府県〉

設けている	1都道府県	2.1%
設けていない	46都道府県	97.9%

(参考) 独自の上乗せ補助等の具体的内容

- ・週3日、1日4時間以上の2歳児受入れを行う幼稚園に対し、1施設当たり年額234万円の上乗せ補助を実施
- ・対象園児については、3号認定に加えて市区町村が2歳児受入れの利用を継続的に必要とすると認められる園児へ対象範囲を拡大

ii 市区町村

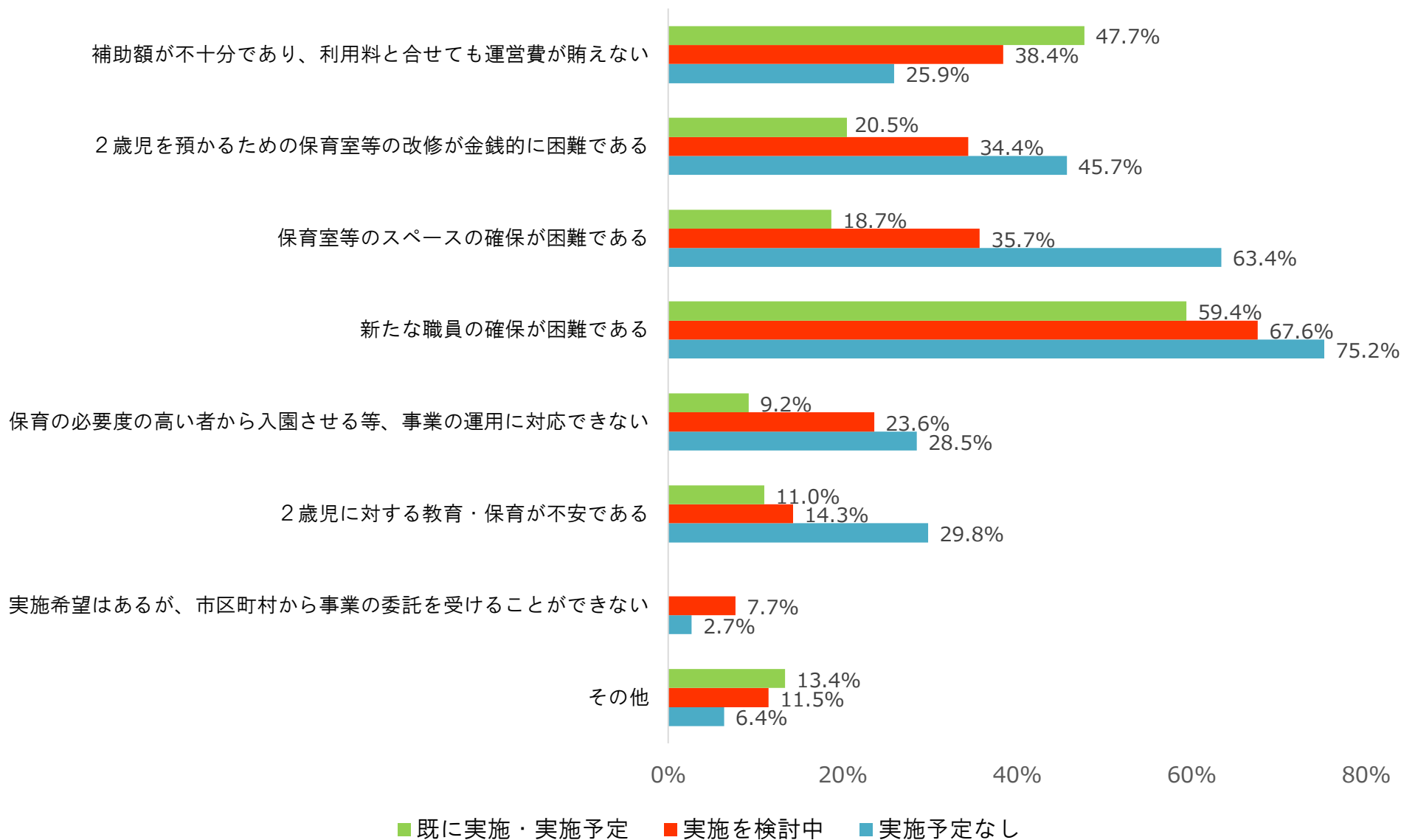
〈母数：実施・実施予定の63市区町村〉

設けている	3市区町村	4.8%
設けていない	60市区町村	95.2%

(参考) 独自の上乗せ補助等の具体的内容

- ・事業の実施にあたり、開設準備費(1園あたり200万円～400万円)を補助
- ・保護者負担を保育所等の保育料並みに減免

【参考】私立幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施上の課題



③ 保育を必要とする2歳児等の受入れ推進に係る認定こども園・小規模保育事業の運用の明確化

〈母数：子育て安心プラン実施計画採択の601市区町村〉

実施している（実績がない場合でも、要綱上認めている場合も含む）	50市区町村	8.3%
実施する予定なし	551市区町村	91.7%

実施していると回答した市区町村の施策（複数回答）

〈母数：実施・実施予定の50市区町村〉

対象年齢の要件を弾力化している（0・1歳児を対象としない等）	41市区町村	82.0%
開所時間の要件を弾力化している（9～10時間程度を開所とする等）	24市区町村	48.0%
開所日の要件を弾力化している（土曜日を開所しない等）	23市区町村	46.0%

④ 待機児童受入れに係る幼稚園設置基準における面積基準の取り扱い

〈母数：47都道府県〉

緩和している	9都道府県	19.1%
緩和していない	38都道府県	80.9%

⑤ 定員を超過した受入れを行った場合の公定価格・私学助成の減額措置の取り扱い

〈母数：47都道府県〉

従来より減額措置を行っていない	17都道府県	36.2%
待機児童対策の重要性に鑑み減額措置を免除している	0都道府県	0%
待機児童対策の重要性に鑑み減額措置を緩和している	2都道府県	4.3%
従来どおり減額を行っている	28都道府県	59.6%

（注）幼稚園における待機児童受入れ推進のため、③～⑤について留意事項を示し都道府県・市区町村に対応の検討を依頼（「子育て安心プラン」に基づく幼稚園における2歳児等の受入れ推進について（既存制度・事業の運用の柔軟化）」（平成29年度6月28日付け事務連絡））。